

令和5年度エシカル消費普及啓発に係るチラシ・ポスター制作業務  
企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペの目的

広く県民に対してエシカル消費に関する意識、認知度向上を図るため、エシカル消費普及啓発に係るチラシ・ポスターを制作することとし、業務の実施に際して企画提案コンペを実施することにより、より効果の高い啓発の実現を図ります。

2 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 令和5年度エシカル消費普及啓発に係るチラシ・ポスター制作業務
- (2) 委託期間 契約締結日から令和5年12月6日(水)まで
- (3) 委託内容 別添業務仕様書のとおり

3 契約上限額

404,250円(消費税及び地方消費税を含む)

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者としてします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 三重県建設工事等資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (4) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

5 不適合事項

次のいずれかに該当する時は、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (3) 参加に際して事実を反する申込みや提案等の不正行為があったとき。
- (4) 提出書類が提出期限を超えて提出されたとき。
- (5) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

6 提出を求める企画提案資料及び提出部数

提案者は下記に定める企画提案資料等を提出期限までに提出すること。なお、提案の提出は1事業者につき1件までとする。

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)【1部】  
※企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状(第2号様式)

- (2) 登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合、商号、所在地、代表者、（資本金等）の事項が記載されている6月以内に発行したもの）の写し【1部】
- (3) 事業者の活動状況、実績がわかる資料（法人の概要等）【10部】
- (4) 啓発ポスター ラフ案 【各案につき1部】  
啓発チラシ ラフ案 【各案につき10部】  
※提出するラフ案は別添仕様書をふまえ、1事業者あたり2案以内とし、大きさについて、ポスターはB1とB2、チラシはA4とします。使用する紙はコート系のものとし、ポスターのラフ案はボードに貼付して提出してください。  
また、ポスターとチラシのデザインが著しく違う場合は、ポスターのラフ案（A4縦型サイズに縮小した見本）も10部提出してください。
- (5) 提案作品企画書（A4縦判） 【各案につき10部】
- (6) 企画制作、印刷、配送等業務執行体制及びスケジュール 【10部】
- (7) 経費見積書（見積書、費用内訳書）【10部】
- (8) その他提案に必要な事項

## 7 提出資料の提出期限及び提出先

【企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）、委任状（第2号様式）、登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合、商号、所在地、代表者、（資本金等）の事項が記載されている6月以内に発行したもの）の写しについて】

※委任状（第2号様式）は提出の必要がある場合のみ

- (1) 提出期限：令和5年10月19日（木）16時（必着）
- (2) 提出場所：〒514-0004  
三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階  
三重県環境生活部くらし・交通安全課消費生活センター1班
- (3) 提出方法：上記提出場所に直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書便にて提出すること。
- (4) 回答期限：10月30日（月）17時までに各申請者あてに電話連絡を行うとともに、文書で通知します。

【その他の提出資料について】

- (1) 提出期限：令和5年11月2日（木）16時（必着）
- (2) 提出場所：〒514-0004  
三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階  
三重県環境生活部くらし・交通安全課消費生活センター1班
- (3) 提出方法：上記提出場所に直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書便にて提出すること。

## 8 企画提案コンペに関する質問書の受付及び回答

- (1) 質問の期間  
令和5年10月5日（木）から令和5年10月12日（木）16時まで（必着）
- (2) 質問の方法  
電子メール又はFAXで提出すること。
- (3) 質問に対する回答

質問があり次第、随時、三重県ホームページに回答を掲載します。

なお、最終回答期日は令和5年10月16日（月）とします。

## 9 最優秀提案の選定方法

本仕様書に基づき提出された企画提案資料等を、別に設置する「令和5年度エンカル消費普及啓発に係るチラシ・ポスター制作業務企画提案コンペ選定委員会」が、次に示す選定基準に基づき審査し、最優秀提案を選定します。

なお、選定委員会において特に必要があると認める場合を除き、プレゼンテーションは実施しません。

### (1) 表現性

- ・だれもがわかりやすいデザイン・レイアウトとなっているか。
- ・人の目にとまるようなビジュアルが意識されているか。

### (2) 目的適合性

- ・業務仕様書8（1）に記載する内容となっているか。

### (3) 業務遂行能力

- ・業務の実施体制は適切か。
- ・不測の事態が生じた際のリスク管理体制が整っているか。

### (4) 経済性

- ・必要となる経費が適切に見積もられているか。

### (5) 計画性

- ・業務のスケジュールは適切か。

## 10 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後、11月10日（金）17時までにすべての企画提案者に対して結果を通知します。

## 11 委託契約の締結

契約の締結に当たって、最優秀提案者は下記の書類を速やかに提出すること。

- (1) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し【1部】
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し【1部】

## 12 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。

(4) 契約は、三重県環境生活部くらし・交通安全課において行います。

### 13 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

### 14 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

### 16 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

### 17 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

### 18 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

### 19 その他

(1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。

(2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。

(3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。

(4) 提出のあった企画提案資料は返還しません。

20 担当課・連絡先

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階  
三重県環境生活部くらし・交通安全課消費生活センター班

TEL : 059-224-2400 FAX : 059-224-3372

E-mail : [shouhi@pref.mie.lg.jp](mailto:shouhi@pref.mie.lg.jp)